

2006年7月14日

# 韓国消費信用市場に関する資料

堂下 浩 (総合情報学博士)

東京情報大学・助教授

# 韓国の消費者信用(制度)

## [金利規制]

- 通貨危機以前
  - 「官治金融」と称されるほど韓国の金融システムは政府(官僚)が主導的に市場を管理
  - 韓国では1962年に利子制限法が制定され、最高金利は年利25~40%に規制
- IMF管理下
  - 1997年の通貨危機以降は、金利自由化を指導するIMF管理下において、1998年1月に利子制限法が撤廃(規制撤廃)
- 近時の規制
  - 2002年10月に3,000万ウォン以下の貸出に関しては金利規制が復活し、上限金利は66%に設置(規制強化)

## [カード市場の拡大]

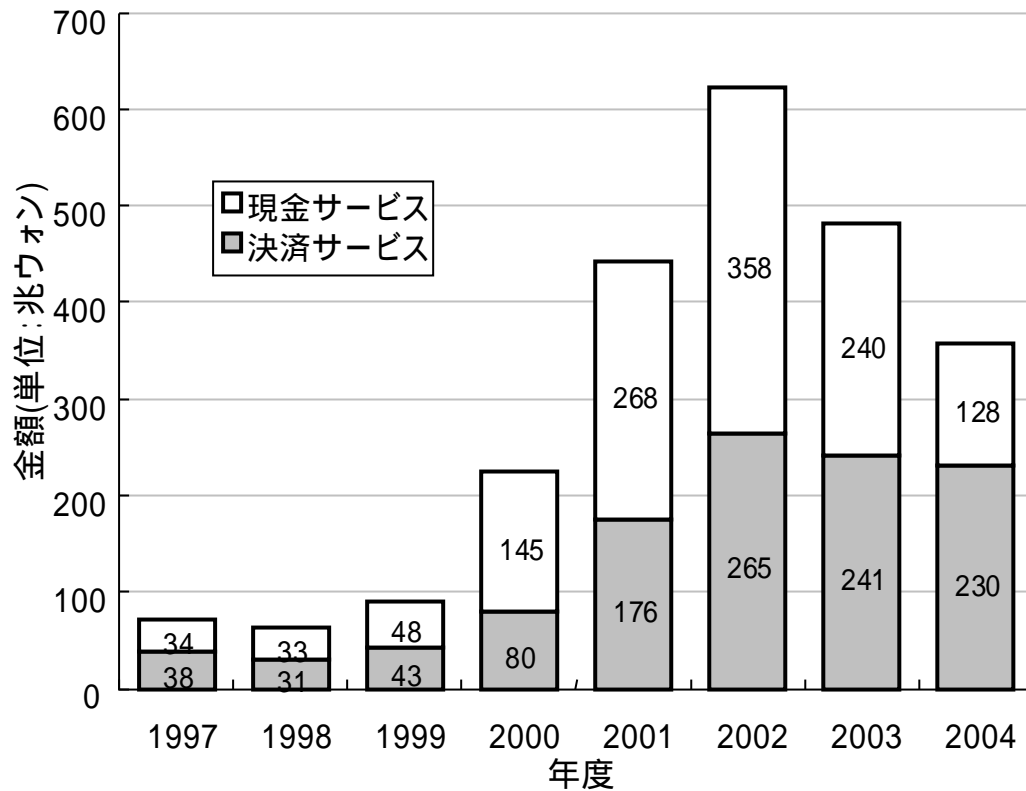
- インターネットや携帯電話などによるクレジットカードの電子決済の普及
- 利用ベネフィットの増加
- ブランド力あるカード会社が庶民金融の役割を代替
- 政府によるカード奨励策(後述)

## [延滞債権の増加]

- 「全体信用不良者の規模は2000年末208万人 2001年末245万人 2002年末264万人 2003年末372万人に増加」(『中央日報』, 2004年3月21日)

# 韓国の消費者信用(市場)

図表1 クレジットカードの利用実績



出所:「韓国銀行 統計」

為替レート:  
1 ウォン=0.11 円  
(2005年11月29日)

## [政府によるカード奨励策]

- 1999年、政府は個人消費の喚起と課税所得の捕捉を目的とした政府のカード奨励策の開始
  1. クレジットカード使用金額に応じた所得控除
  2. クレジットカード領収書による福引き制度
  3. カード未加盟店への加盟促進(カード未加盟店への税務調査強化)
  4. クレジット関連法の違反業者の告発

## [カード使用の規制強化]

- 2002年以降、政府はクレジットカードの使用規制(路上勧誘の禁止、与信限度の厳正化、上限金利等)

# 韓国・上限金利規制の影響

- 2002年の上限金利の設置により消費者金融市場に歪みが生じている
  - 合法業者の市場からの撤退が続いている
  - 闇金融が跋扈して、高金利や違法な回収行為が社会問題化している
  - 韓国の中小貸付業者による調達コストが上昇し、市場の縮小に拍車をかける
- 金利帯の現況
  - 韓国の金融機関は利用者の信用度によって貸出金利を適用している。
  - 金融機関別の無担保ローンの金利(年率)は、銀行で8~14%、クレジットカード業者で20~28%、割賦金融業者で30~50%、貯蓄銀行で30~60%、貸金業者で40~66%。なお、一般に一部庶民により利用される闇金融では67~500%である。
    - 「韓国消費者金融協議会」調査より

# 韓国アカデミック界における 消費者信用市場の評価(1)

## ➤ 論文1

- 「消費者金融活性化と消費者信用取引における消費者保護のための検討」
  - 『ソウル大学法学』, 第29巻3・4号, 1998
- アン・ギョンファン(ソウル大学 法学部・専任講師)
  - 高金利はリスクの割合が大きな比重を占め、無理な金利制限では高金利問題は解決されない。むしろ、債権者のリスクを減少させるのと同時に、消費者を保護する方法を考えることが重要。

## ➤ 論文2

- 「韓米比較を通じてのクレジットカード問題の分析」
  - 『応用経済』, 第6巻1号, 2004
- ホン・ジョンハク(ギョンウォン大学 経済学部・教授)
  - 政策当局は信用不良者問題の解決のために景気回復を望んでいたが、昨今の韓国における信用不良の者急増は市場制度とクレジットカード会社の過剰貸付が主な原因。米国のケースでは景気回復後も破産者が増加する傾向も見られた。つまり、「景気が良くなる = 信用不良者問題が解決する」とはならない。
  - 簡易な破産制度は消費者に保険を提供することと同じ意味を持つ。予想外の事態が発生し債務不履行状態になった場合、消費者に対し免責を許容し、新しい出発を素早く可能とする処置が望ましい。

# 韓国アカデミック界における 消費者信用市場の評価(2)

## ➤ 論文3

### ➤ 「貸金業制度の改善法案」

➤ 『韓国金融研究院』, 2005.8

### ➤ ジョン・チャンウ、カン・ギョンフン、イ・グンボム (韓国金融研究院・統括)

- 銀行系金融機関を利用するのが不可能な低信用者が大幅に増えた状況で、上限金利を引き下げると、闇金融の利用者は増加し、甚大な被害を与える可能性が高い。
- 消費者保護のために重要なのは上限金利を引き下げるより、上限金利の実効性を高めることが有効。
- 上限金利を引き下げるよりも、登録及び未登録貸金業者の違法行為を取り締まるべき。市町村等の行政機関の監督・捜査当局及び国税庁の連携体制の強化が必要。
- 闇金融による消費者被害防止のための教育と広報を強化すべき。

## ➤ 論文4

### ➤ 「金融面での消費者保護制度の実態調査結果及び改善方向」

➤ 『韓国金融研究院』, 2001.9

### ➤ キム・ソンフン、キム・ウジン、アン・ジョンシク (韓国金融研究院・研究委員)

- 金融機関の自律的な消費者保護体系を確立し、金融機関と消費者保護団体が協力する体制の確立が必要。
- 消費者に対する金融情報の提供・教育の充実化、紛争処理の効率性向上及び金融商品及びサービスの透明性改善等が課題。

# 韓国アカデミック界における 消費者信用市場の評価(3)

## ➤ 論文5

### ➤ 「クレジットカード会社の流動性危機からの教訓」

➤ 『LG週刊経済』, 2003.4.30

### ➤ ハン・ウォンジョン(LG経済研究院・研究員)

- 消費者信用産業の危機は無責任な営業活動をしてきたクレジットカード業者によるもの。特に不良債券が急増したという事実は、クレジットカード業者のリスク管理能力の抜本的な改善が必要であることを示唆している。
- 消費者信用産業の経営三要素である「リスク」「収益性」「規模」をいかに構築し、効率的に管理できるかが経営の成敗を決める。
- 消費者信用産業の危機を乗り越えるには市場の信頼性を回復させ、経営健全化に切り替えるべき。無理な量的拡大展開・競争にエネルギーを消耗するのではなく、収益性とリスクを考慮した成長を求めるような経営陣の意識改革が必要。

# 韓国・マスコミの論調

- 関連する新聞記事

- 「(前略)庶民等の高利貸被害を防ぐために制定した『貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律(貸付業法)』が、来る28日に施行2年目を迎える。ところが、高金利の横暴や不当債権取立による庶民等の被害は、法施行の以前より逆に増える趨勢であり、法律制定の趣旨が生きていない。(後略)」

『国民日報』, 2004年10月15日

- 「(前略)金融監督院によれば、貸付業を利用する顧客が350万~400万名、市場規模も70兆~80兆ウォンに達する。これらのうち半分以上が不法貸付業者を通じた貸出と分析している。(後略)」

『毎日経済新聞』, 2005年3月16日

- 「(前略)貸金業者は主に貯蓄銀行から年利16~18%台の資金を確保してきた。しかし、最近になって(中略)、これら貯蓄銀行が資金支援を中断し、資金の確保が難しくなった。したがって、資金の絶たれた貸金業者が銭主と呼ばれる個人から借入れる事例(業者のうち69.5%)が急増しているという指摘がある。(後略)」

『マネートゥデー』, 2005年10月11日